

# 南海トラフ対策特別委員会



南海トラフ対策特別委員会に付託された事項について調査結果を報告します。

令和8年3月19日

南海トラフ対策特別委員会

委員長 福田 新一

宮崎県議会議長

外山 衛 殿



## 南海トラフ対策特別委員会報告書目次

I	特別委員会の設置	7
II	調査活動の概要	7
1	被害想定に関すること	9
2	地震対策に関すること	9
(1)	地震減災計画	9
(2)	住宅・道路等	9
(3)	医療保健	10
(4)	学校施設	11
3	津波対策に関すること	12
(1)	津波避難施設と避難困難地域	12
(2)	河川・港湾・漁港	12
(3)	災害廃棄物	13
4	避難に関すること	13
(1)	県民の避難意識	13
(2)	要配慮者対策と個別避難計画	14
(3)	災害関連死対策	15
(4)	災害情報伝達	16
(5)	地域防災と防災教育	17
III	県への提言	19
1	適切な避難行動に繋がる知識や情報の啓発強化	19
(1)	現実的な被害想定の算出方法の検討	19
(2)	地震・津波に関する正しい知識の啓発強化	19
(3)	情報伝達手段の確保	19
2	地域防災力の強化	19
(1)	自主防災組織・地域コミュニティの活性化と連携強化	19
(2)	個別避難計画の策定推進、実効性向上と要配慮者支援体制の確立	20
(3)	実践的な防災教育と防災人材の育成・活用	20
3	災害に強い県土づくりと社会基盤の強化	20
(1)	重要インフラの耐災害性強化	20
(2)	災害時医療・福祉提供体制の強化	21
(3)	避難所の安全確保と環境整備	21
(4)	事前復興計画の策定	21
4	行政機能の強化と広域連携の推進	21

(1) 行政の防災専門性の強化	21
(2) 災害廃棄物処理体制の強化	22
(3) 他県との広域連携の推進	22
IV 結 び	23
V 委員会設置等資料	25
1 特別委員会の設置	27
2 委員名簿	28
3 委員会活動経過の概要	29
《参考資料》	33

## I 特別委員会の設置

南海トラフ対策特別委員会は、令和7年4月臨時会において、南海トラフ地震に関する所要の調査活動を行うことを目的として設置されたものです。

## II 調査活動の概要

大規模災害への対策は、県政の最重要課題の一つです。特に、100～150年周期で発生している南海トラフ沿いを震源とする南海トラフ地震は、前回の発生から約80年が経過しており、いつ発生してもおかしくない状況にあります。

本県議会においても、令和5年度及び令和6年度に「防災減災・県土強靱化対策特別委員会」を設置し、平成23年3月の東日本大震災や令和6年1月の能登半島地震をはじめ、様々な災害の教訓や南海トラフ地震対策を含む防災・減災の取組について調査を進めてきました。この間、本県では、令和6年8月に日向灘沖を震源とする最大震度6弱の地震が発生し、全国で初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されましたが、これにより、帰宅や避難のために交通渋滞が発生したり、一部の避難所が被災するなど、本県の地震対策の新たな課題が浮き彫りとなりました。

国においては、平成24年に中央防災会議において南海トラフ巨大地震の被害想定が公表され、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づく事前防災・減災対策の推進や南海トラフ地震臨時情報の運用も開始されています。

また、令和7年3月には、約10年ぶりとなる被害想定の見直し結果が公表され、「災害関連死」の被害想定も盛り込まれました。さらに、今後30年以内のマグニチュード8から9クラスの地震の発生確率は、これまで「80%程度」とされてきましたが、隆起量データの新たな知見等を反映したことで、同年9月に「『60%～90%以上』または『20%～50%』」に見直されました。この見直しにより、依然として高いリスクであるにもかかわらず、低い発生確率だけが一人歩きして県民の防災意識の低下を招くおそれが生じています。

本県は、「想定外をなくす」という観点から、マグニチュード9クラスの巨大地震も視野に入れた最大クラスの揺れや津波を前提とした施設の耐震化・津波避難施設の整備、早期避難率の向上に向けた住民参加型の避難訓練や防災教育の充実など、南海トラフ地震への対策を重点的に進めています。

このような中、南海トラフ地震対策の新たな課題が見えてきたことから、国・市町村、防災士、事業者などの多くの関係者との連携強化や県民自身による備えと行動を通じた地域防災力の向上、自助・共助・公助の役割分担に基づく主体的な取組の推進のため、今後一層の啓発活動の充実と対策の着実な推進が必要となっています。

本県議会では、これらの認識のもと、今回、南海トラフ対策に特化した本委員会を設置し、①被害想定に関すること、②地震対策に関すること、③津波対策に関すること、④避難に関する

ることの4項目を調査事項として決定し、特に大きな被害が想定される県内沿岸部を中心とした所要の調査活動に取り組んできました。

調査に当たっては、関係部局から調査事項についての現状や課題、施策等の説明を求めるとともに、高知県と同県黒潮町の先進事例、熊本県と同県益城町の熊本地震の教訓や復興事例、県内市町、関係団体等の取組について現地調査や意見交換等を実施するなど、現状把握や見識の向上に努めたところです。

特に、南海トラフ巨大地震による最大津波高が34.4メートルと全国で最も高い推定が示されている黒潮町の調査では、町長の強いリーダーシップの下、「犠牲者ゼロ」を掲げたハード・ソフト両面の対策により、町民自身が防災を「自分事」として捉えた主体的な取組が広く定着し、高い防災意識が醸成されていました。本県においても、防災意識の醸成に向けた対策の抜本的な見直しと、住民一人ひとりが主体的に行動できる環境づくりを一層推進していく必要があることを再認識しました。

当委員会の活動経過等の詳細については末尾資料のとおりですが、次のとおり総括して報告します。

なお、本報告書に記載されている内容は、調査時の実態をまとめたものであり、現在の状況とは異なる場合があります。

## 1 被害想定に関すること

県が令和2年3月に公表した南海トラフ地震による被害想定では、県内26市町村のうち沿岸部を含む13市町で最大震度7、その他の13市町村でも最大震度6強または6弱と、県内全域で強い揺れが想定されています。また、令和7年3月に公表された国の被害想定を受け、従来の津波浸水想定（令和2年2月公表）を令和7年8月に更新しました。その中では最大津波高は串間市で17メートル、全ての沿岸市町で10メートル以上とされ、最短到達時間は日南市で14分、遅くとも20分程度で県内全域に到達すると予測されています。津波による死者数予測に影響が出るとされる「30センチ以上の浸水面積」は、延岡市や宮崎市など5市町で拡大し、県全体で2.5%増加しました。なお、県独自の人的被害等の想定については、本年2月に更新の概要が公表され、3月までには詳細が公表される予定となっています。

特別委員会委員（以下「委員」という。）からは、令和2年3月に公表されている県の想定死者数約1万5,000人に対し、国の想定死者数は約3万9,000人と大きく乖離していることについて、個人や地域でそれぞれの避難行動が異なるにも関わらず、県の早期避難率を一律に当てはめて被害想定を算出していることへの強い懸念と、各市町村の防災に関する取組を総合的に分析・勘案した上で被害想定を算出する必要性について意見がありました。

## 2 地震対策に関すること

### (1) 地震減災計画

県は、県独自の地震・津波被害想定に基づき、「新・宮崎県地震減災計画」の中でソフト・ハード両面からの総合的な対策を明らかにしています。ソフト面では、シェイクアウト訓練や自主防災組織の活動支援、防災士の養成、個別避難計画の策定支援、防災教育の推進等の市町村と連携した取組、ハード面では、避難施設・避難経路等の整備支援や備蓄物資拠点や燃料供給体制の整備等が進められています。減災目標では、住宅の耐震化率と早期避難率を向上させることにより、死者数の想定を約1万5,000人から2,700人に減らし、最終的には人的被害ゼロを目指しています。

県外調査の参考事例として、高知県では、南海トラフ地震対策行動計画において、「命を守る対策」、「命をつなぐ対策」、「生活を立ち上げる対策」を軸に、分かりやすい表現によって県民に施策の意図を明確に伝える工夫を行っています。

委員からは、人的被害ゼロを目標とした対策の実効性について疑問が呈されるとともに、県民が県の計画をより理解するためには、分かりやすい言葉や表現を用いる必要があるとの意見がありました。

### (2) 住宅・道路等

県は、地震・津波対策等を推進するため、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（約332億円）や5か年加速化対策（約829億円）の予算を活用し、取組を進めてきたところです。また、国においては、令和7年6月に閣議決定された第1次国土強靱化実施中期計画として令和8年度から令和12年度までの5年間でおおむね20兆円強程度の事業規模が示されました。

住宅については、「新・宮崎県地震減災計画」に基づき、住宅の耐震化率を令和7年度末までに90%とすることを目標に掲げ、市町村と連携して、昭和56年5月以前着工の住宅を対象とした木造住宅耐震化の支援制度の実施や地震後の二次被害を防止するため、被災建築物・宅地応急危険度判定体制の整備に取り組んでいます。

道路については、令和5年3月の東九州自動車道（清武南～日南北郷間）開通や令和7年3月の都城志布志道路全線開通による交通インフラの強化を通じて、災害時の迂回路確保や後方支援拠点（都城市）を中心とした強靱な道路ネットワークを構築しています。加えて、南海トラフ地震発生時の「九州東進作戦」の要となる国道218号の主要橋梁の耐震化を優先的に行い、大規模地震発生時の機能維持を図るほか、緊急輸送道路の無電柱化を進めて電柱倒壊による通行障害リスクを軽減するなどの取組を行っています。

土砂災害警戒区域は、1万5,289区域を指定済みであり、砂防堰堤整備、急傾斜地擁壁・法面工事といった土砂災害防止工事を推進するとともに、市町村や民間と連携した土砂災害防止教室や住民参加型避難訓練などを実施しています。

下水道については、BCP（事業継続計画）が全ての市町村で策定完了し、九州・山口ブロックで情報伝達訓練を実施しています。

ため池については、地震時の防災重点農業用ため池の決壊を防ぐため、堤体への盛土及び法面保護等を実施して、補強対策工事を計画的に進めるとともに、ハザードマップの作成やため池管理の技術取得講習会等を実施しています。

県外調査の参考事例として、高知県では事前復興計画を策定する過程自体が事前防災と復興に寄与するという認識の下、沿岸19市町村のうち16市町村で事前復興まちづくり計画の策定に着手しています。

委員からは、道路について、高速道路へ避難できるようゲート開放等の検討、東九州自動車道の4車線化の早期実現、浸水想定区域内にある一ツ葉有料道路のかさ上げなどの津波対策の必要性、道路ネットワーク内の急傾斜地法面对策への懸念が示されるとともに、災害時の仮設住宅の候補地を市町村任せにするのではなく、県も県有地を含めて候補地の想定を行うことや、土砂災害警戒区域内に避難所がある場合は、国土強靱化予算を活用して対策を強化する必要がある、など様々な意見がありました。

### **(3) 医療保健**

県は、大規模災害時の各種災害派遣チームの派遣調整や情報連携等の保健医療福祉活動を総合的に調整するため、令和4年11月に「宮崎県保健医療福祉調整本部」を福祉保健部に設置し、県災害対策本部と連動して迅速に対応できる体制を整備しています。

大規模災害時には当該本部を立ち上げ、災害医療コーディネーターと連携しながら、被災地のニーズ把握や支援チーム派遣調整、他県・国への支援要請等を行うこととなります。

災害拠点病院は、県内で基幹災害拠点病院2か所、地域災害拠点病院11か所の合計13か所が指定されており、災害時は24時間緊急対応します。また、傷病者の受入・搬出体制やDMAT（災害派遣医療チーム）が整備されており、傷病者受入拠点として対応することとしています。さらに、被災時にも病院機能を維持するための施設耐震機能や自家発電装

置、受水槽の設置のほか、食料・医薬品等の備蓄、衛星電話・インターネット等の通信機能、簡易テント・ベッド等が備えられています。

ドクターヘリ等による緊急搬送が必要な場合は、県災害対策本部内で消防等と患者搬送手段を調整し、受入可能な医療機関に搬送しています。

医療救護所の初動医療に必要な医薬品等については、宮崎市、都城市、延岡市の3か所に約1,000人分を備蓄しており、九州・山口9県災害時応援協定に基づく広域応援体制も整備しています。さらに医薬品、医療機器、医療用ガスについて、関係団体と災害時応援協定を締結し、優先供給体制を構築しています。

発災時における支援については、発災直後から48時間以内の急性期には、DMATやDPAT（災害派遣精神医療チーム）が中心となって、災害拠点病院などで緊急的な医療支援を行います。48時間経過後の亜急性期や慢性期には、これらの医療チームのほかにDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）等が現場に入り、医療提供体制の再構築や保健予防活動等を行うとともに、DWAAT（災害派遣福祉チーム）等が被災者の福祉的ニーズに応じた支援活動を行い、救護所、避難所、福祉施設等へと支援範囲を広げていきます。

令和5年度には、モバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）が県薬剤師会によって導入され、必要な医薬品を避難所等においても安定的に供給できる体制を整えています。

参考人の意見として、県立延岡病院救命救急科主任部長の金丸勝弘医師からは、医師不足がより深刻な県北地域においては、地域災害拠点病院である県立延岡病院が周辺の医療機関と連携することで、災害時に対応できるとして、平時から連携できる医療体制の構築の必要性について意見がありました。

委員からは、災害時のインターネット回線確保（スターリンクの導入）や医療情報連携のためのマイナ保険証の活用、内容を事前に通知せず行うブラインド訓練、コンタクトレンズや眼鏡といった新たな災害備蓄品の検討の必要性について意見がありました。また、災害拠点病院における自家発電機の負荷試験や無停電電源装置の導入状況、沿岸部に位置する地域災害拠点病院の耐津波対策や機能回復計画に関する懸念が示されました。

#### **(4) 学校施設**

構造体の耐震化率は、公立小中学校、県立学校においては100%、私立学校においては95.5%となっています。また、避難所として公立小中学校は354校中291校、県立学校は50校中33校、私立高校は15校中8校が指定され、スロープ、バリアフリートイレ、AED、太陽光発電設備などを整備しており、さらに、県立学校では、危機管理局との連携により、体育館の空調設備（スポットクーラー）、マンホールトイレ、備蓄倉庫、非常用発電機などが整備されています。また、県立学校には、帰宅困難生徒用に簡易トイレや飲料水、非常食を備蓄しています。

委員からは、私立学校の耐震化率が95.5%に留まっていることの懸念や、避難所に指定されている学校体育館の冷暖房設備の整備や既に冷暖房設備が整っている教室への避難など、柔軟な対応が必要であるとの意見がありました。

### 3 津波対策に関すること

#### (1) 津波避難施設と避難困難地域

県は、特定避難困難地域の解消を目指した津波避難施設の整備（7市町26か所完成、4か所整備中：国土交通省都市局予算分）、地震時の物的被害や人的被害の軽減を図るための市街地整備や避難空間・経路の整備を進めています。また、新たな津波浸水想定を基に市町村と協議しながら、津波災害警戒区域の指定を行っています。

県内市町の調査においては、津波避難施設を平時より地域の避難訓練やコミュニティ施設として活用する工夫、セキュリティや災害時避難を考慮した自動開錠システムの導入などに取り組まれていました。また、日向市細島清正区では、地域の寄付による住民主体での避難所整備も進められており、沿岸部市町において様々な災害時の備えを行っています。さらに、津波被害の想定がない都城市においては、広域連携による支援体制構築のための道路啓開計画など大規模災害時の後方支援拠点機能強化に注力しています。

その一方で、津波避難タワーやビルは階段のみで高齢者や要配慮者の避難が困難なことや、屋根がなく熱中症リスクがあるものの、コスト面からスロープや屋根などの設置が難しいことに加え、自治体間で避難困難地域の考え方が統一されておらず、津波避難タワーの設置状況に地域間格差が生じている現状があることが課題として挙げられます。

県外調査の参考事例として、高知県では、津波避難タワーを県内で126基整備していますが、整備費は国7割、県3割負担と市町村の負担なしに整備したことから、市町村の財政状況に関わらず格差なく設置が進みました。

また、黒潮町の津波避難タワーには、スロープや太陽光発電などが設置されており、高齢者や要配慮者も避難できるような構造となっています。備蓄品は、地域住民が地区防災組織ごとに購入するなど、自助・共助・公助の役割をそれぞれが主体性を持って取り組んでいます。

委員からは、津波避難タワーやビルにおける階段以外の避難検討や財政支援、高齢者の現実的な避難速度を考慮した県下統一の算出方法への見直しの必要性など様々な意見がありました。

#### (2) 河川・港湾・漁港

県は、津波の遡上が想定される35水系の河川を対象にハード対策を進めており、災害時に津波の遡上が想定される区間での操作員の安全確保のための樋門の無動力化（132樋門中68樋門完了）や河川への津波の遡上を防ぐための水門の新設・耐震化（5か所中2か所完了）、堤防の耐震化などが進められています。

また、県内3か所の重要港湾のうち、日向市の細島港では、最大クラスの津波でも機能する粘り強い構造の防波堤整備や耐震強化岸壁整備、津波避難施設の整備を行うとともに、国と県、市町村が連携した緊急物資輸送訓練を実施しています。日南市の油津港及び宮崎港も同様に、耐震強化岸壁整備などの地震津波対策の取組が進められています。

漁港及び漁港海岸では、防災拠点漁港（北浦、川南、都井）の耐震強化岸壁の整備が完

了するとともに、その他拠点となる漁港においても、防波堤の新設やかさ上げ、岸壁の強化を行っています。また、観光客が多い青島漁港海岸では歩道上に避難誘導サインを設置しています。

委員からは、河川事業に関する令和12年までの国土強靱化中期計画を見据えた具体的な年次計画の必要性について意見がありました。

### **(3) 災害廃棄物**

南海トラフ巨大地震で想定される約1,170万トンもの膨大な災害廃棄物に対応するため、処理主体である市町村は被災後に発生量等を調査・検討した上で災害廃棄物処理実行計画を作成しますが、県においても被災市町村全体の災害廃棄物の発生量の推計とその処理に関する基本方針を県の災害廃棄物処理実行計画として県内外に示すとともに、二次仮置場の設置や運営、処理全体の進捗管理、国・他県との支援調整を行います。

また、県は、平時からの備えとして、職員の対応力強化のための講習会や図上演習を行っているほか、連携体制の強化に向け、県、市町村、関係団体等を構成メンバーとしたネットワーク会議の開催や関係団体と支援協定を締結し、調整役として災害廃棄物支援コーディネーターを配置するなど、顔の見える関係の構築を図っています。九州ブロックでは九州地方環境事務所が中心となる連携体制が構築されており、宮崎県は熊本県とペアを組み、災害時には互いに幹事支援県として調整を行う広域連携体制を整えています。

委員からは、災害廃棄物処理実行計画が市町村単独での対応にとどまり、広域連携の具体性に欠ける点が指摘され、県のイニシアティブによる市町村の枠を超えた広域的な仮置場の選定や処理方法の検討と実効性のある計画の策定、県内処理施設の充実が強く求められました。

また、本県被災時に災害廃棄物処理の支援調整を担う幹事支援県である熊本県や九州全体で平時から情報共有や訓練を実施するなどして緊密な連携体制を構築することが重要であるとの意見がありました。

## **4 避難に関すること**

### **(1) 県民の避難意識**

県は、令和6年度に県民の防災への取組や避難行動を把握し、今後の地震・津波対策の参考とするため、津波避難等に関する県民意識調査を実施しました。沿岸10市町の津波浸水想定区域及び隣接地域に居住する18歳以上の県民7,000人を対象とし、44.4%にあたる3,108人から回答を得ました。調査結果では、「夜間、経験したことがない地震に遭遇した場合に避難する」と回答した方は約半数に留まり、一方、「避難しない」と答えた方の理由としては「自宅の方が避難所より安全だから」が最も多く、ほかには「避難場所を知らないから」といった回答もあったことから、県民自身が浸水予測や避難場所等の確認を行うよう啓発していく必要があることが分かりました。また、「体力や健康上の理由から避難が困難」という回答が前回調査（平成30年）時より大きく増加していることから、要支援者等への身近な共助の取組が重要となっています。

令和6年8月に発生した日向灘沖の地震では、津波注意報が発表されたにもかかわらず、74.6%の方が避難しなかったと回答しました。その理由として、「津波注意報だったから」、「安全な場所にいたから」が多く挙げられましたが、「津波の可能性があればとにかく逃げる」という行動原則の徹底的な啓発が不十分な状況が見られました。また、避難した方のうち40.7%が自動車で避難しており、その理由として「自動車での避難が安全だと思ったから」が多くを占めていたことから、津波時の徒歩避難の原則が徹底されていないことが浮き彫りになりました。

参考人の意見として、地震学の専門である宮崎公立大学の山下裕亮准教授からは、南海トラフ地震は、規模も被害も毎回異なり、時間差で複数回発生する特性を持っていること、1分以上揺れが続く場合は震度に関わらず巨大地震のサインと認識し身を守る必要があること、また、「津波と震度は全く関係がない」ため、震源から遠い場合でも、津波警報・大津波警報が出た場合は、迷わず避難行動をとることが命を守る上で極めて重要であること等の説明がありました。しかし、これらが県民に十分に浸透しておらず、避難行動が遅れることで、県民の命が危険に晒される懸念があるため、県が正しい知識や情報を発信することの重要性について指摘がありました。

委員からは、地震後の警察の渋滞データなどを用いて、警報や注意報が県民の行動にどう影響したかを具体的に分析し、今後の対策に役立てて欲しいとの意見がありました。

## (2) 要配慮者対策と個別避難計画

近年の災害で、高齢者や障がい者などの自力での避難が困難な多くの避難行動要支援者が犠牲になったという痛ましい教訓を踏まえ、令和3年の災害対策基本法改正により、個別避難計画作成が市町村の努力義務とされ、特に優先度の高い対象者についてはおおむね5年程度で作成する指針が示されています。この個別避難計画は、地域の支援者、福祉関係者、防災担当者が連携し、避難行動要支援者一人ひとりの状況に応じた支援や避難方法を個別具体的に定めるものです。令和7年8月時点で策定に着手していない市町村はゼロで、避難行動要支援者数は4万1,084人、計画策定数は6,011人で策定率は14.6%、平常時の名簿提供割合は56.3%となっています。

今年度、県が全市町村ヒアリングを実施した結果、個別避難計画の策定の課題として、地域における支援者の不足、計画対象者の絞り込み、名簿更新の負担、庁内連携不足、計画の実効性確保などの点が挙げられました。

県は、これらの課題に対し、県庁内でも危機管理担当部局と福祉・教育担当部局との連携強化を図る会議を実施するとともに、先進自治体などから講師を呼び、災害時要配慮者への災害支援に関するシンポジウムを開催したり、市町村向けに計画策定を支援するスタートアップガイドを作成・展開するほか、市町村の防災及び福祉担当部局の担当者を対象に担当者会議を開催しています。内閣府予算を活用した個別避難計画作成モデル事業を木城町で実施して、今後、好事例モデルの横展開を目指しています。さらに、えびの市と連携した個別避難計画の検証訓練や、デジタルシステムを活用した効果検証訓練を実施し、検証結果を市町村に展開していく予定としています。

一般的な避難所での生活が困難な要配慮者のため、専門的な支援体制と良好な生活環境が確保された避難所として「福祉避難所」があり、その確保・運営は市町村が担います。令和7年10月時点の県内にある福祉避難所数は、指定福祉避難所81か所、市町村との協定による福祉避難所221か所の合計302か所となります。

県は激甚災害等が発生した場合、必要に応じて広域支援を行うこととなります。また、福祉避難所となっている県立の特別支援学校12校に、段ボールベッド等の資機材を備蓄しているほか、市町村に対する運営ガイドライン説明会の開催やDWA T等と連携した訓練等を実施するなど、福祉避難所の機能強化に向けた取組を進めています。

当委員会の県内調査においては、高齢化の進行で要配慮者は増加し、個別避難計画の策定支援者の負担は増大するとともに、名簿登載要件や策定手法は自治体ごとに異なるなど、策定された避難計画の実効性を確保するための十分な訓練が行われていない状況が明らかになりました。

県外調査の参考事例として、黒潮町では、自治会加入率がほぼ100%であることや「防災隣組」による隣近所の助け合い促進対策により、全津波浸水世帯（3,791世帯）の個別津波避難カルテを作成しています。

また、高知県では、「災害ケースマネジメントのアウトリーチ型支援」を実施し、申請主義では支援から取り残されかねない被災者に対し、行政側が積極的に個別訪問を行い既存の支援制度に繋げる取組を行っています。

委員からは、個別避難計画策定状況が極めて低いことへの懸念、また、医療依存度の高い方への酸素ボンベや電源装置のある避難所の情報提供、一般避難所から福祉避難所等への早期搬送といった中長期的なシミュレーションの必要性について意見がありました。

### **(3) 災害関連死対策**

災害関連死は、災害による負傷悪化や避難生活等での身体的負担による疾病が原因で死亡したと認められるものです。能登半島地震では、死者数684人のうち約67%を占める456人が災害関連死とされており、避難所での感染症罹患や生活環境の激変による心身への負担などが認定理由となりました。

国の想定において全国で最大約2万6,000人から5万2,000人も災害関連死が見込まれる南海トラフ地震では、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、慢性疾患患者などの要配慮者においてそのリスクが特になります。

県は、災害関連死対策として、避難所の良好な生活環境確保のため、避難所に指定されている全42箇所の県有施設に備蓄トイレセット、プライベートテント、エアーマット、備蓄毛布といった資機材を整備しています。さらに、避難所の環境改善において快適なトイレの確保が特に重要であることから、下水道整備済みの県有施設25か所に車椅子利用者対応可能分も含めマンホールトイレ80基を整備したほか、機動的な対応を可能にするトイレカー3台も今年度中に導入予定です。加えて、高鍋町に所在する県の災害支援物資拠点施設等の備蓄品の活用や、宮崎フードトラックズ協会との応援協定に基づき、災害時に温かい食事や要配慮者向けの食事を提供することで、長期化する避難生活でのストレス軽減

と健康維持を図ることとしています。

また、要配慮者の福祉ニーズに専門的に対応し、避難生活における生活機能の低下を防ぐDWA Tの強化も進めており、活動を支える関係者とのネットワーク会議、人材の確保・育成のための研修や説明会を開催したり、県防災訓練等を通じた実践的なスキルの向上を図っています。能登半島地震では、県として初めて、約1か月間にわたり20名のDWA T派遣を行い、情報収集やチーム派遣調整、避難所での活動支援を実施しました。

参考人の意見として、陸上自衛隊都城駐屯地第43普通科連隊の矢羽田峰志連隊長からは、被災地での経験から、避難所においては、特にトイレの配備や要配慮者の対応、また、女性の意見を十分に反映した環境整備の必要があるとの意見がありました。

県外調査の参考事例として、益城町では熊本地震において長期避難による心のケアのため「地域支え合いセンター」を設置し、避難施設での人間関係から自宅再建まで変化するニーズに対応した支援の仕組みを導入し、最後の一人が仮設住宅を出るまで、被災者に寄り添った対応を行いました。

委員からは、各市町村から要望があるとして、広域的に使えるトイレカーなどについては、県で整備を進めてはどうかとの意見がありました。

#### (4) 災害情報伝達

県では、県民に正しい情報を迅速に伝達するために、県公式SNS等を活用した情報の発信や津波注意報の緊急速報メール配信の自動化に加え、FacebookやXなどのSNS情報を分析するツール「S p e c t e e」を活用した情報収集にも力を入れています。

また、「宮崎県防災情報共有システム」について、国の防災システムとの接続や携帯端末からの情報共有が行えるよう改修を行うとともに、地域における衛星通信ネットワークの整備も行い、災害時の通信環境の確保を図ることとしています。

参考人の意見として、陸上自衛隊都城駐屯地第43普通科連隊の矢羽田峰志連隊長からは、東日本大震災で活動した経験から、地図問題や通信手段に触れ、タブレット端末や携帯電話を活用したリアルタイムの情報共有システムを導入することにより、自衛隊、警察、消防、市町村等の間で災害情報を一元的に共有・活用できる体制を構築する必要があるとの意見がありました。

県内で調査した沿岸部市町では、防災アプリやSNSなどのデジタルツールを活用した情報伝達手段の確保が進められていました。加えて、防災行政無線を高性能スピーカーに更新したり、増設するなどしてカバー範囲を拡大したり、個別受信機を沿岸地域や防災行政無線が聞こえづらい地域、高齢者世帯などに貸与するなどの対策を行っていました。その貸与対象は、市町村によって異なりますが、高齢者や障がい者などの情報の活用には困難を抱える方に対して災害情報を伝える重要な手段であることから、さらなる普及拡大が望まれます。外国人住民が多い地域では、防災行政無線で多言語対応の訓練を行っている地域もあるものの、対策は十分とは言えない状況にあります。

県外調査の参考事例として、高知県では、観光客向けに多言語対応の防災アプリを導入しており、ホテルや空港などに二次元バーコードを設置・ダウンロードしてもらうことで

避難情報を共有しています。

委員からは、防災アプリやSNSに対する住民の認知度・登録状況への懸念や無線の個別受信機の重要性、増加する外国人住民や観光客向けに多言語対応した誘導看板設置や防災行政無線放送の必要性など様々な意見がありました。

## (5) 地域防災と防災教育

県は、市町村職員向けの防災力向上研修、避難所運営研修、被害家屋認定調査研修を定期的実施しています。地域防災の中核を担う消防団に対しては、若手や女性団員による意見交換会、広報活動支援を通じて活性化を促しています。さらに、国、指定公共機関（公共・公益的事業を運営する、防災行政上重要な役割を有する機関）、民間団体との広域連携を深め、災害時応援協定の締結を進めることで、発災時の迅速な対応能力を高めています。特に南海トラフ地震臨時情報発表時には、気象台と共同で県内市町村を対象に説明会を行い、その後、研修会を実施するなど、情報共有と連携体制の強化に努めました。

また、県民全体の防災意識の向上を図るため、5月の第4日曜日の宮崎県防災の日を契機に開かれる「宮崎県防災の日フェア」での防災用品展示のほか、避難所環境展示、福祉避難所の理解促進イベント、避難所宿泊体験などを通じ、県民が避難を「自分事」として捉える機会を提供しています。加えて、企業防災の推進においては、津波浸水想定地域の事業者に対し、南海トラフ地震防災対策計画の策定を促しています。

防災教育では、学校安全の3領域（災害、交通、生活安全）の一環として、実践的な取組を推進しており、SPS（セーフティプロモーションスクール）認証に向けた取組を強化し、教職員、児童・生徒、保護者、地域、関係機関が一体となった学校安全体制の構築を目指しています。沿岸部市町をモデル地域とし、県立門川高等学校では机の横に体育館シューズを常備し、日向市立細島小学校では下校時に避難訓練を行うなど、地域の特性に合わせた防災教育に取り組んでいます。さらに、宮城県の震災遺構への高校生派遣、教職員・高校生向け防災研修、高校生防災リーダー育成などを通じ、将来の地域防災を担う人材育成にも力を入れています。

参考人の意見として、陸上自衛隊都城駐屯地第43普通科連隊の矢羽田峰志連隊長からは、首長の強いリーダーシップによる初動対応体制の確立、市町村への防災専門職員配置による地域防災力の強化が重要であるとの意見がありました。

県内調査において、各自治体で、少子高齢化や核家族化の進展による地域とのつながりの希薄化、自治会加入率の低下、自主防災組織の形骸化により、災害時に互いに助け合う共助機能の低下が懸念される状況が見られました。また、県補助により防災士の数は増加しているものの、活動できる防災士の掘り起こしと活用する仕組みづくりができていないことが課題として明らかになりました。

県外の参考事例として、黒潮町は、国内最大級の津波想定地域でありながら町長の強いリーダーシップの下、「犠牲者ゼロ」を掲げ、全職員を消防分団ごとに配置する「防災地域担当制」を導入し、日頃から地域に入り込むことで、迅速な対策実行と組織力の強化を実現しています。加えて、住民主体の地区防災計画を推進し、住民自らが防災を「自分事」

と捉える取組を進めています。さらに、小学校・中学校9年間を通じた継続的な防災教育により、防災を日常の文化として定着させることを目指しています。

また、熊本県では、市町村首長及び職員による完全ブラインド訓練を継続的に実施し、市町村間や専門家の評価を受けることで職員の対応能力向上を図っています。

委員からは、防災士の活動促進に向けた県と市町村、関係団体との連携強化や、自治会加入率低下への抜本的な施策の検討、また、ブラインド訓練などの実践的な訓練の導入、地域防災計画策定等の支援、自主防災組織への継続的な支援の必要性など様々な意見がありました。

### Ⅲ 県への提言

#### 1 適切な避難行動に繋がる知識や情報の啓発強化

県の被害想定は、国の被害想定よりも低く算出されていることから、県民の危機意識の不足を招くことが懸念されており、地震・津波に関する知識不足や情報の活用に困難を抱える方への情報伝達体制の不十分さが、県民及び県内に滞在する人々の誤った避難行動に繋がりにくいと考えられます。これらの状況を改善し、人々の生命を守るため、以下のとおり提言します。

##### (1) 現実的な被害想定の数値算出方法の検討

県の死者数想定においては、地域の実情や取組を反映した宮崎県独自の算出方法となるよう随時検討を行うこと。

また、その検討のため、令和6年8月8日の日向灘地震時の警察の渋滞データなどに基づいて警報や注意報が人々の行動にどう影響したかを分析すること。

##### (2) 地震・津波に関する正しい知識の啓発強化

地震や津波に関する正しい知識を県民に理解してもらい、特に、津波警報が発表されたら揺れの強さ等に関わらず直ちに避難することや原則徒歩避難であることなどの基本行動が確実に実践できるよう、情報を提供し、呼びかけを徹底すること。

また、地域防災計画の内容については、県内に滞在する全ての人々が、災害への備えと具体的な避難行動を理解できるよう分かりやすい表現で伝えること。

##### (3) 情報伝達手段の確保

高齢者や障がい者などの情報の入手が困難な方に対して無線個別受信機や防災ラジオの設置を推奨するとともに、外国人住民や観光客が多い地域では、多言語対応の誘導看板設置や防災アプリの活用などの多様な情報伝達手段の確保を市町村と連携して進めていくこと。

#### 2 地域防災力の強化

自主防災組織や地域コミュニティの高齢化・機能低下による自助・共助意識の希薄化に加え、個別避難計画の策定率の低さと実効性に乏しい状況、さらには実践的な防災教育や防災士等の専門人材の活用の不足が、各地域の防災力の低下に繋がっていると考えられます。これらの課題を克服し、県全体の防災力を高めるため、以下のとおり提言します。

##### (1) 自主防災組織・地域コミュニティの活性化と連携強化

県においても、自治会への加入促進や、自主防災組織に防災士等を配置する等の専門人材の活用策の支援を検討するとともに、黒潮町の「防災地域担当制」や「防災隣組」のよ

うに、行政と住民が一体となった地域防災体制を構築できるよう、市町村の地域防災計画の策定等を積極的に支援すること。

## **(2) 個別避難計画の策定推進、実効性向上と要配慮者支援体制の確立**

個別避難計画の対象となる要配慮者の特定・把握手法、及び地域の実情に応じた柔軟な計画策定方法を確立・提示し、市町村が円滑に計画を策定できるよう具体的な指針の提供や技術的支援を行うこと。

また、策定された個別避難計画に基づいた実践的な避難訓練を実施するとともに、福祉避難所への一時滞在者に対しては、その後の緊急入所施設や他自治体への輸送計画など、中長期的な受入れと支援に係る具体策を明示し、事前に被災者に寄り添う支援体制を構築すること。

## **(3) 実践的な防災教育と防災人材の育成・活用**

S P S 認証取得を活用した学校づくりや生徒の防災士養成など、小中学校での防災教育プログラムを全県で推奨し、将来世代の防災意識の向上とスキルの習得を推進すること。

また、防災士ネットワーク等の民間団体と連携し、全ての防災士が地域で活躍できる仕組みを構築すること。

# **3 災害に強い県土づくりと社会基盤の強化**

災害時に機能する緊急輸送道路の整備や津波避難施設の設置など、重要インフラの耐災害性強化は急務となっていますが、地域間に格差も生じています。

また、災害時の医療と福祉の連携や設備面、避難所の機能や環境整備の課題が、避難者の健康と安全を確保する上で懸念されます。このような課題に対応し、事前防災の観点から、災害に強い県土と社会基盤を築くため、以下のとおり提言します。

## **(1) 重要インフラの耐災害性強化**

東九州自動車道や国道220号などの重要道路、迂回路となる県道などを、災害時でも機能する絶対的なネットワークとして確立し、さらに強靱化を推進するとともに、一ツ葉有料道路等の浸水想定区域内にある緊急輸送道路は、かさ上げを含めた対策を検討・実施すること。加えて、災害後の道路啓開に必要な燃料備蓄を確保すること。

また、道路ネットワーク内の急傾斜地法面対策は、県土整備部、環境森林部、農政水産部が連携して対応を強化すること。

津波避難タワーの整備においては、高齢者の一般的な避難速度を考慮した県下統一の算出方法に見直し、現実的に避難する時間が確保できるようスロープ設置など多様な手法を検討すること。

## **(2) 災害時医療・福祉提供体制の強化**

津波被害が想定される地域災害拠点病院の医療用設備の高所移設や患者対応計画について現状を把握し、自家発電機への切替訓練や高電圧機器対応発電機の負荷試験を医療機器会社等と連携して実施すること。

また、災害時でも病歴や服薬管理を行うことができるよう、医療機関・市町村と連携してマイナ保険証を活用した情報提供体制を構築すること。

## **(3) 避難所の安全確保と環境整備**

土砂災害警戒区域内にある避難所の安全確保のため、国土強靱化予算を活用してその地域の地震対策を強化すること。

危機管理担当部局と教育担当部局が連携して、避難所となる学校の体育館への冷暖房設置を推進するとともに、既に冷暖房設備のある教室も避難所として柔軟に活用できるように市町村と学校間で課題を抽出し対応を検討すること。

また、精神的・身体的な負担の増大による災害関連死を防止するため、簡易ベッドやプライバシーの確保、衛生環境の整備、保健師巡回支援などの体制を事前に構築するとともに、地域住民による避難所運営訓練の実施や女性の意見を十分に取り入れた環境整備を推進すること。

## **(4) 事前復興計画の策定**

東日本大震災の教訓や高知県における事前復興まちづくり計画策定指針等の先行事例を踏まえ、本県においても、発災後の迅速な復旧・復興のため、復興方針・体制・手順を具体化した事前復興計画について、市町村と連携して議論を行い、策定に向けた支援を検討すること。

また、仮設住宅等の自治体の境界を越える分野については、県が中心となって広域調整の役割を積極的に担うこと。

# **4 行政機能の強化と広域連携の推進**

災害発生時には、行政の初動対応や危機管理体制において、迅速な情報共有と的確な意思決定が求められますが、本県においては、これらの体制が十分に整っているとはいえない面があります。そのため、行政機能の強化と広域的な連携の推進を図る観点から、以下のとおり提言します。

## **(1) 行政の防災専門性の強化**

職員の初動対応の能力を向上するため、ブラインド訓練による実践的な訓練や初動対応マニュアルの整備を行うとともに、自治体に防災専門職員を配置するなどして、行政の防災専門性を強化すること。

## **(2) 災害廃棄物処理体制の強化**

膨大な災害廃棄物発生を見据え、市町村や民間企業と連携し、災害廃棄物処理計画において具体的な処理手順や仮置場の確保などを明示するとともに、市町村間や他県との調整が必要となる事案においては、県がリーダーシップを発揮して県内処理施設の充実や広域的な連携強化を図るなどして、その処理体制を強化すること。

## **(3) 他県との広域連携の推進**

宮崎・大分に対する応援拠点であり、国のプッシュ型支援の分散備蓄拠点である熊本県と危機管理担当部局の人事面の連携を行う等、「顔の見える関係」によるさらなる関係強化を図るとともに、発災時に円滑に支援を受けられるよう道路啓開や代替経路の確保のための実効性のある計画を策定すること。

## IV 結 び

以上、当委員会における1年間の調査内容及び活動について、その要旨を総括して報告しました。

今回の調査では、国の被害想定の見直しや令和6年の日向灘沖での地震において顕在化した課題を受け、県内沿岸地域を中心とした自治体、関係機関や専門家、先進自治体での調査及び意見交換を実施し、本県を取り巻く災害リスクの現実を理解するとともに、南海トラフ地震対策の実効性を一層高めることが重要であることを改めて認識しました。特に、令和6年の日向灘沖での地震で明らかになった避難行動の課題や、黒潮町の先進事例から示された住民の主体的な防災意識醸成の重要性は、県民一人ひとりの防災意識を一層高め、実効性のある行動へと繋げるための取組のさらなる充実が必要であることを強く示唆しています。

国においては、令和7年3月に新たな被害想定が公表されるとともに、津波避難場所の備蓄品拡充、渋滞対策、バリアフリー化を含む避難指針の見直し、水道管の耐震化や複合災害対応力の強化など、各種対策の改定が進められています。

また、防災庁が年内に発足予定であり、地方機関の設置や勧告権の付与など、災害対応の司令塔としての機能強化が図られようとしています。

県は、国の想定を踏まえ、本県独自の被害想定概要を本年2月に公表し、今後の減災対策の必要性を示しました。人的被害や災害関連死の規模が示される中、今後、県として被害軽減のための実効的な施策をいかに構築し展開していくかが問われています。

全国的に地震災害が相次ぐ中、県民の防災意識が高まりを見せる今こそ、県・市町村・関係機関が連携し、地域の実情に応じた現実的かつ持続的な防災対策を推進することが重要です。特に、地域における助け合いの仕組みを再構築するため、防災教育や自治会加入促進などの地域コミュニティ力を高める対策が求められます。

黒潮町の事例に見られるように、首長の強いリーダーシップと住民の主体的な参画、さらに幼少期からの防災教育の充実が、地域全体の防災力向上に直結します。

今後も、県と市町村、そして関係機関が緊密に連携し、あらゆる側面からきめ細かな取組を継続していくことが不可欠です。地域の絆を深め、互いに支え合う意識を育むことで、防災意識を高め、南海トラフ地震に負けない強靱な地域社会を築くことができます。知事の強力なリーダーシップのもと、市町村、関係機関、そして県民一人ひとりの行動に繋がっていくことを期待して当委員会の報告といたします。



## V 委員会設置等資料



(資料V-1)

## 特別委員会の設置

(令和7年4月17日議決)

- 1 名称 南海トラフ対策特別委員会
- 2 目的 南海トラフに関する所要の調査活動を行うことを目的とする。
- 3 委員定数 10名
- 4 期限 令和8年3月31日までとする。
- 5 活動 本委員会は、地方自治法第109条第8項の規定により、必要と認めた場合には議会閉会中も随時開催することができる。

(資料V-2)

## 委 員 名 簿

(令和7年4月17日選任)

委 員 長      福 田 新 一

副 委 員 長      松 本 哲 也

委      員      中 野 一 則

委      員      日 高 博 之

委      員      武 田 浩 一 (令和7年8月12日辞任)

委      員      川 添      博

委      員      荒 神      稔 (令和7年9月5日選任)

委      員      山 口 俊 樹

委      員      下 沖 篤 史

委      員      工 藤 隆 久

委      員      脇 谷 のりこ

## 委員会活動経過の概要

令和7年4月17日

○ 臨時会

- 1 南海トラフ対策特別委員会の設置
- 2 委員の選任及び正・副委員長の互選

委員長	福田新一
副委員長	松本哲也
委員	中野一則
委員	日高博之
委員	武田浩一
委員	川添博
委員	山口俊樹
委員	下沖篤史
委員	工藤隆久
委員	脇谷のりこ

令和7年5月16日

○ 委員会（閉会中）

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、今後の委員会の調査事項、活動方針・計画、県内・県外調査の調査先等について協議した。

- 1 総務部
  - (1) 南海トラフ巨大地震と被害想定
  - (2) 県民意識調査
  - (3) 地震津波対策

令和7年6月20日

○ 委員会（6月定例会）

次の事項について参考人から意見聴取をするとともに、県内調査の調査先等について協議した。

・ 参考人意見聴取

参考人：宮崎公立大学人文学部准教授 山下 裕亮氏

内 容：南海トラフ地震に備えるための基礎知識

令和7年7月17日

○ 委員会（閉会中）

次の事項について県当局からの説明や参考人からの意見聴取を行うとともに、次回の調査内容について協議した。

1 福祉保健部、病院局

(1) 福祉保健部

- ① 災害時における医療提供体制の確保について
- ② 災害時における現地支援について

(2) 病院局

県立病院における災害医療体制について

2 参考人意見聴取

参考人：県立延岡病院 地域医療科部長兼救命救急センター長兼救命救急科主任部長 金丸 勝弘氏

内 容：災害時における県北地区の課題と拠点病院の役割

令和7年7月23日～24日

○ 県内調査

次の事項について関係機関を調査した。

1 日向市役所

各種計画、避難所の整備等

2 細島港（日向市）

津波避難施設や防波堤の整備等

3 門川町役場

各種計画、避難所の整備等

4 延岡市役所

各種計画、避難所の整備等

5 県災害支援物資拠点施設（高鍋町）

災害支援物資の備蓄・輸送拠点等

6 高鍋町役場

各種計画、避難所の整備等

令和7年8月5日～6日

○ 県内調査

次の事項について関係機関を調査した。

- 1 都城市役所  
災害時の後方支援、「防災道の駅」都城N i Q L L等
- 2 串間市役所  
各種計画、避難所の整備等
- 3 都井漁港（串間市）  
漁港における地震津波対策等
- 4 日南市役所  
各種計画、避難所の整備等
- 5 油津港（日南市）  
津波避難施設や防波堤の整備等
- 6 NPO法人宮崎県防災士ネットワーク（宮崎市）  
自助、共助、協働による防災力向上等

令和7年9月24日

○ 委員会（9月定例会）

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、県外調査の調査先等について協議した。

- 1 県土整備部
  - ・ 県土整備部における地震津波対策の取組について
- 2 農政水産部
  - ・ 農政水産部における地震津波対策の取組について
- 3 環境森林部
  - ・ 本県における災害廃棄物処理対策について

令和7年10月15日～17日

○ 県外調査

次の事項について関係機関を調査した。

- 1 黒潮町役場（高知県）  
国内最大級の避難津波タワー等による「防災に強いまちづくり」等
- 2 高知県庁（高知県）  
「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策等
- 3 高知港（高知県）  
浦戸湾三重防護対策等
- 4 熊本県庁（熊本県）  
被災からの教訓、新たな防災・減災の取組、建物被害想定プログラム、南海トラフ地震対応、災害関連死等
- 5 益城町役場（熊本県）  
震災被害、被災者支援、仮設住宅、災害公営住宅、防災体制、総合計画等

令和7年11月5日

○ 委員会（閉会中）

次の事項について関係機関を調査するとともに、次回の調査内容について協議した。

- 1 宮崎市役所  
各種計画、避難所の整備等
- 2 外所大地震追悼供養碑（宮崎市）  
外所地震について
- 3 宮崎港（宮崎市）  
津波避難施設や防波堤の整備等

令和7年12月8日

○ 委員会（11月定例会）

次の事項について参考人からの意見聴取や県当局からの説明を行うとともに、提言等について協議した。

- 1 参考人意見聴取  
参考人：陸上自衛隊 都城駐屯地 第43普通科連隊長兼駐屯地司令  
矢羽田峰志氏  
内 容：南海トラフ地震発災時の支援体制について
- 2 総務部、福祉保健部、教育委員会
  - (1) 津波浸水想定の更新
  - (2) 害時要配慮者の避難対策
  - (3) 災害関連死対策
  - (4) 児童生徒への教育や訓練
  - (5) 学校施設の整備状況等について

令和8年1月23日

○ 委員会（閉会中）

委員会報告書骨子（案）について協議した。

令和8年3月17日

○ 委員会（2月定例会）

委員長報告（案）について協議した。

令和8年3月19日

○ 本会議（2月定例会）

委員会の調査結果について委員長が報告した。